秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第７回）

日時：令和２年５月５日（火）
午後２時～
場所：第二庁舎４階 災害対策本部室

次　　第

１　開　会

２　議　題

（１）緊急事態宣言の延長について　（資料１）

（２）最近の状況について
①感染者の発生状況等　（資料２）
②外出状況の変化　（資料３）（資料４）

（３）緊急事態措置等について　（資料５）

（４）その他

３　知事指示

４　閉　会

資料１

緊急事態宣言の延長について

令　和　２　年　５　月　５　日
新型コロナウイルス感染症対策本部

国の対処方針

○感染範囲や医療状況に応じ地域を分けて対策を実施

項目	特定警戒地域	それ以外の地域
期限	５月３１日まで延長	
解除	５月１４日をめどに感染状況の中間評価を行い、期限前の解除を検討	
対象	１３（東京、大阪等）	３４
外出自粛	人との接触８割削減の目標維持	８割減を求めない （県外移動や接待を伴う飲食店、クラスターが発生しているような場、３密のある場への外出の自粛を要請。）
イベント	クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や３密のある集まりは自粛を要請。特に全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期を求める。	
		少人数イベントは感染防止策を条件に適切に対応
休業要請	休業要請を継続。公園や美術館、博物館、図書館などは開放可能	各県が実情に応じて判断。その際、現にクラスターが多数発生しているような施設や３密のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、要請を行うことを検討 業種別の感染拡大予防の指針作成を事業者に要請
職場への出勤	出勤７割減の目標継続	７割減を求めない
休校	地域の感染状況に応じ段階的に学校教育活動を再開する環境をつくる	
新しい生活様式の普及（感染拡大防止と社会経済活動の両立）		テレワークや時差出勤の更なる普及、３密の徹底的な回避 〔新しい生活様式の実践例〕 ・誰とどこで会ったかをメモする、スマホの移動履歴をオンにする ・買い物は通販も利用 ・食事では横並びに座る　など

資料２

緊急事態宣言後の感染者の発生状況等について

令和２年５月５日
健 康 福 祉 部

①秋田県（PCR 検査陽性者数、PCR 検査件数）

緊急事態宣言 4/7 → 4/16 全国に拡大

（単位：人）

	~3/29	3/30 ~4/5	4/6 ~12	4/13 ~19	4/20 ~26	4/27 ~5/3	合計
陽性者数	4	7	4	1	-	-	**16**

※陽性者の傾向：渡航歴あり１名、県外感染疑 10 名、濃厚接触者５名、経路不明等０名

（単位：件）

検査件数	240	179	136	181	82	43	**861**

注）民間検査による陽性者１人(4/2)を含むため、PCR 検査件数の内数ではない。

②北海道・東北、首都圏（PCR 検査陽性者数）

（単位：人）

	~3/29	3/30 ~4/5	4/6 ~12	4/13 ~19	4/20 ~26	4/27 ~5/3	合計
北 海 道	176	18	73	167	181	232	**847**
青 森 県	7	4	11	-	-	4	**26**
岩 手 県	-	-	-	-	-	-	**-**
宮 城 県	2	21	29	31	2	3	**88**
山 形 県	-	10	24	27	5	2	**68**
福 島 県	2	14	22	24	7	9	**78**
東 京 都	436	604	1,040	1,015	827	660	**4,582**
神奈川県	107	119	252	306	175	142	**1,101**
埼 玉 県	83	91	212	256	164	82	**888**
千 葉 県	160	78	217	206	125	42	**828**

注）厚生労働省「新型コロナウイルス感染症（国内事例）の状況」より作成

資料３

緊急事態宣言後の外出状況の変化について

令　和　２　年　５　月　５　日
新型コロナウイルス感染症対策本部

１　他都道府県との往来者の増減率

前年の大型連休中と比較して、県内から県外への往訪者数は概ね５割程度に、県外から県内への来訪者数は２割程度に減少している。

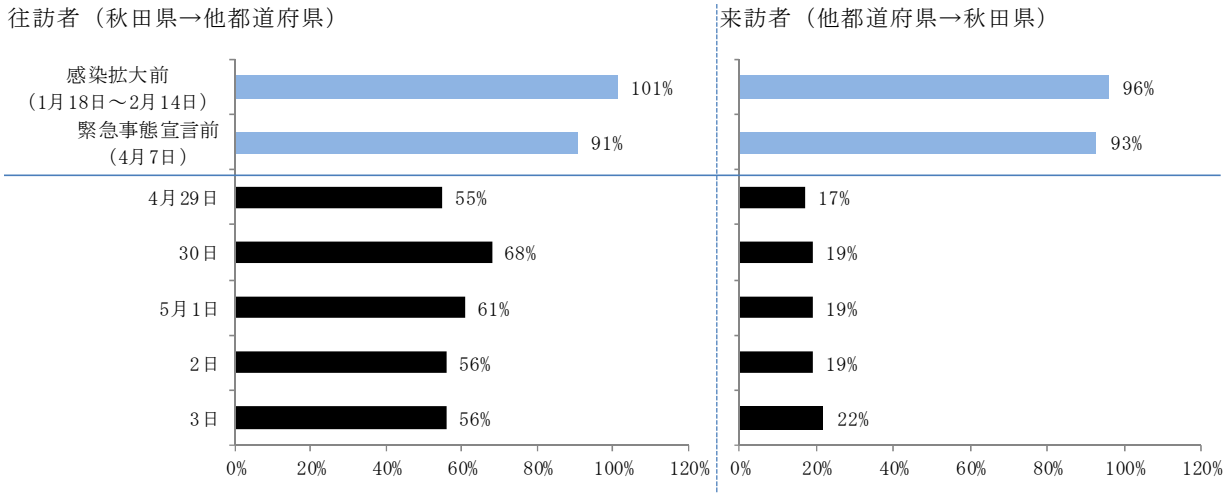

※前年同日の推計値と比較

内閣官房　新型コロナウイルス感染症対策統計情報サイト参照
（出展：ヤフー・データソリューション）

２　秋田駅における人流の動向

秋田駅における人の流れとしては、感染拡大前や緊急事態宣言前、前年の大型連休と比較して概ね５割程度に減少している。

単位：％

	感染拡大前比 (1/18～2/14との比較)	緊急事態宣言前比 (4/7との比較)	前年大型連休比
４月２９日	▲４９．９	▲４６．１	▲４０．０
３０日	▲３７．３	▲２６．１	▲１７．７
５月　１日	▲３７．０	▲２５．８	▲１７．３
２日	▲４９．７	▲４５．８	▲３９．７
３日	▲５７．２	▲５４．０	▲４８．８

※１５時台の比較

内閣官房　新型コロナウイルス感染症対策統計情報サイト参照
（出展：NTT ドコモ「モバイル空間統計」分析レポート）

＜県境道路の交通量推移＞

※交通量は速報値　　資料4

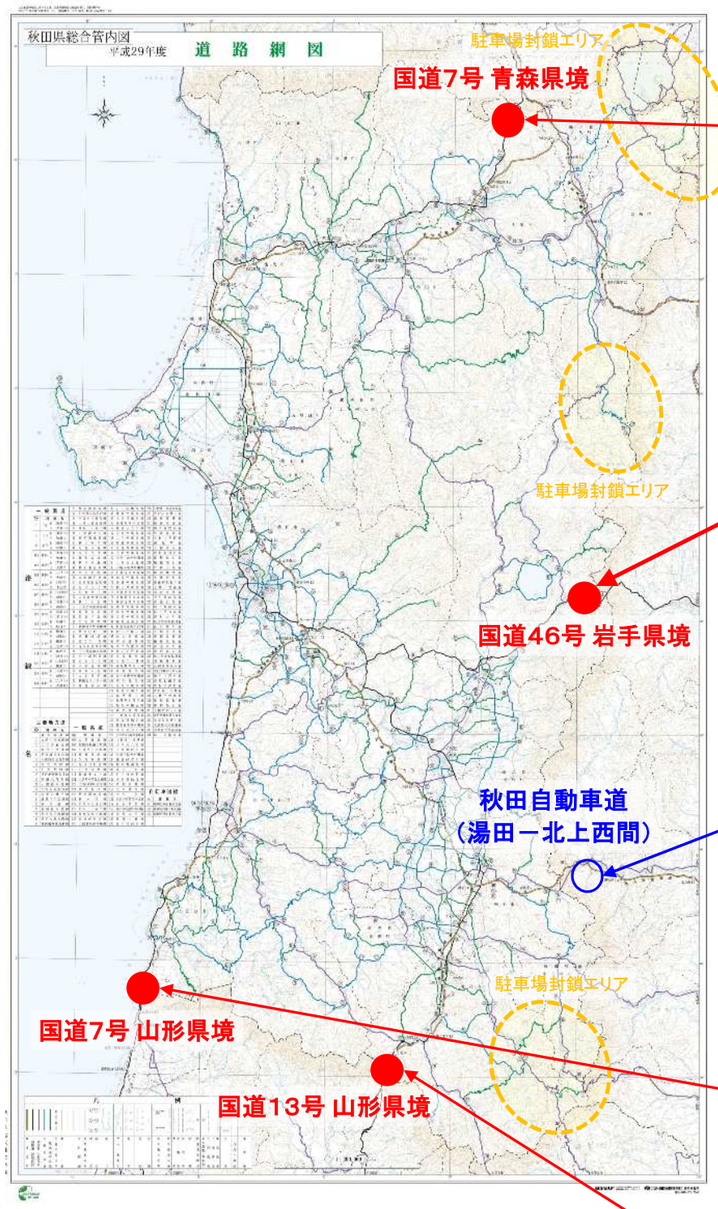

（参考）令和元年ゴールデンウィーク期間中の平均交通量　（台／12h）

日付＼場所	R7（矢立）	R7（象潟）	R46（仙岩）	R13（院内）	秋田自動車道(※)（湯田－北上西）
令和元年5月3日～5月7日	約6,900	約11,300	約8,400	約6,500	約12,000

※秋田自動車道は、令和元年5月2日～5月3日の期間の集計値

＜凡例＞　約〇割減　・・・緊急広報（4／7）掲示前との交通量の比較

【データ（速報値）提供】秋田・湯沢・能代河川国道事務所、NEXCO東日本株式会社

青森方面との移動では、平日が約1割減少、休日は約2割減少

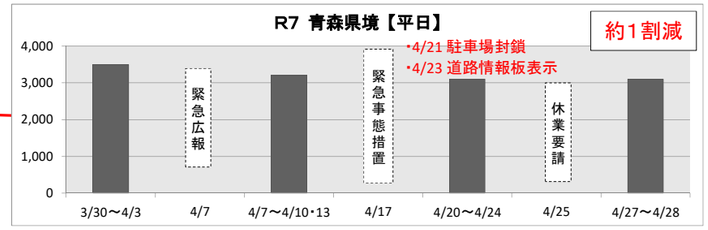

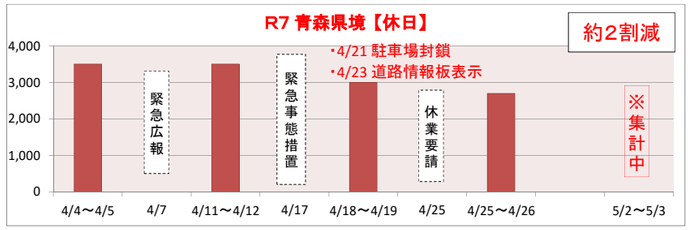

盛岡方面との移動では、平日の交通量が約2割減少、休日は約5割減少

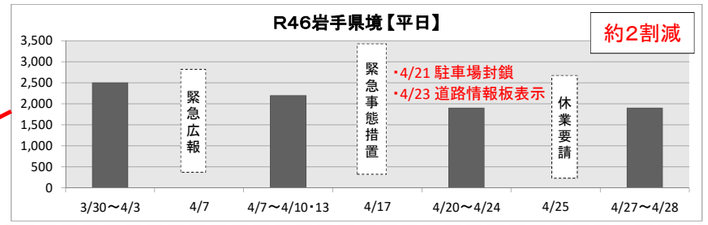

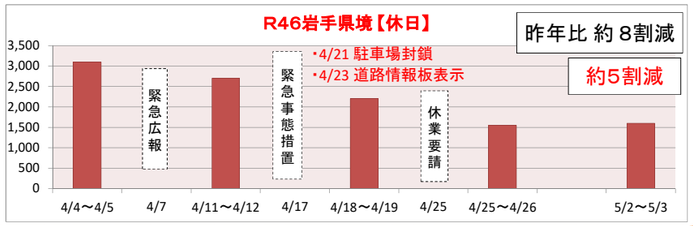

仙台・首都圏との移動では、平日が約4割減少、休日は約6割減少

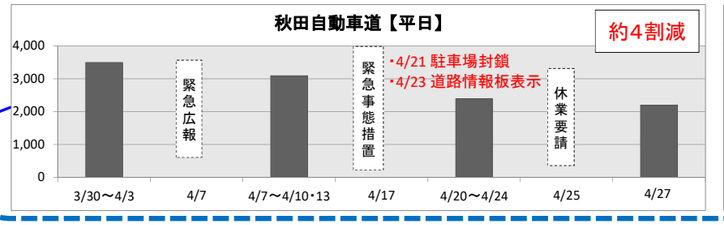

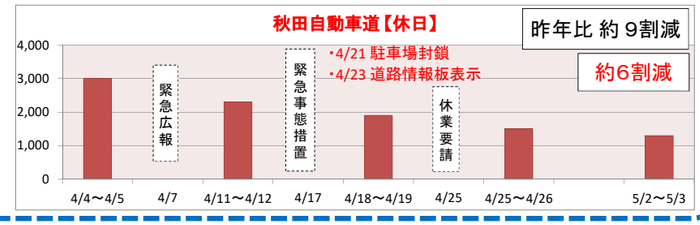

山形方面との移動では、平日が約3割減少、休日は約4割減少

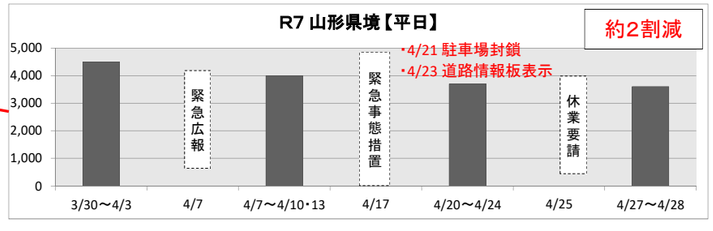

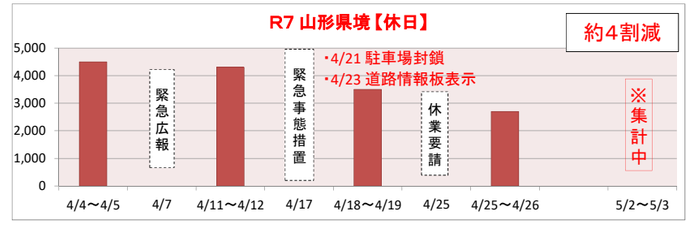

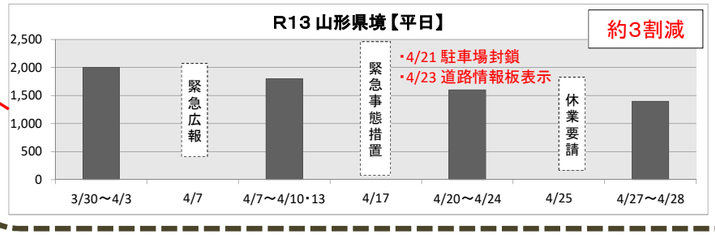

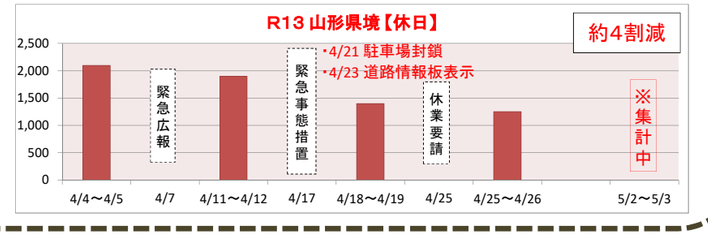

資料5

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための秋田県における緊急事態措置等（案）

令和２年４月１７日決定
令和２年４月２１日変更
令和２年４月２４日変更
令和２年５月　●日変更

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

■秋田県における緊急事態措置等

1　緊急事態措置等の期間

令和２年５月３１日（日）まで

2　緊急事態措置等の区域

秋田県全域

3　緊急事態措置等の内容

（１）新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第４５条第１項に基づく協力の要請

①県外との移動の自粛（令和２年４月１７日～５月３１日）

○　緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、県外との移動（帰省・訪問など）で県境をまたいだ移動を、真にやむを得ない場合を除き、避けていただくようお願いするとともに、ご家族・ご親類の皆様からも、この旨の適切なアドバイスをお願いします。

○　県外から来られた方は、自らが感染していることを想定し、２週間程度外出を控え、人との接触を最小限にするよう、お願いします。

■秋田県における緊急事態措置等

②「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける（令和２年４月１７日～５月３１日）

○　集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の３条件が重なる場を徹底して避けていただくようお願いします。

③接待を伴う飲食店等への外出自粛（令和２年４月１７日～５月３１日）

○　すでにクラスターの発生が認められている施設（スポーツクラブ、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ライブハウス、カラオケ等）の利用については、自粛していただくよう、強くお願いします。

（２）特措法第２４条第９項に基づく協力の要請

①イベント・行事等の自粛（令和２年４月１７日～５月３１日）

○　県民及び事業者の皆様には、多人数又は不特定の県外の方が参加するイベント・行事・会合・集会等については、開催を控えるよう、御協力をお願いします。
※　比較的少人数が参加するイベント等については、以下の感染防止対策を講じた上で開催（例えば、県民の参加人数が最大でも５０人程度を想定）。

① 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ２ｍを目安に）
② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

■秋田県における緊急事態措置等

○　また、若者は感染しても症状が出ない場合があることから、集団での活動を控えるようお願いします。

②商店街やスーパーマーケットにおける感染拡大防止（令和２年４月２４日～５月３１日）

○　生活必需品の購入のために商店街やスーパーマーケットに行くこと自体は安定的な生活の確保のために必要なことではありますが、その場合においても、事業者や県民の皆さまには、以下のとおり感染拡大防止のための対策を講じられるようお願いします。

【事業者の皆さま】

- 通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合には適切に入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行ってください。
- 入店や会計を待つ際において行列位置の指定を行うなどして、人と人との距離を適切にとってください（Social distancing:社会的距離）。
- 人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生等を徹底してください。
- 会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染防止に努めてください。

【県民の皆さま】

- 買い物に出掛ける人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避けてください。

■秋田県における緊急事態措置等

③公園等における感染拡大防止（令和２年４月２４日～５月３１日）

○　公園等において散歩等を行うこと自体は健康維持等のために必要なことではありますが、その場合においても、住民や管理者の皆さまには、以下のとおり感染拡大防止のための対策を講じられるようお願いします。

・　少人数で混雑時を避け、人と人との距離を適切にとってください。
・　地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、感染対策について利用者への協力を呼び掛けてください。

④施設の使用停止（休業）の要請（令和２年４月２５日～５月１４日）

○　特措法施行令第１１条に定める施設の種類のうち、【別表１】の施設の管理者に対し、施設の使用停止（休業）の協力を要請します。
※【別表１】以外の施設に対し要請（依頼）していた休業や営業時間の短縮等については、令和２年５月７日から解除します。

■秋田県における緊急事態措置等

（３）「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づく協力の求め

①徹底した感染防止対策の実施（令和２年５月７日～５月３１日）

○　【別表１】以外の施設については、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとること、基本的な感染防止対策の徹底を行うことなどの実施をお願いします。

例えば、食堂、レストランなどの飲食店については、以下の感染防止策を講じるなど三密の環境を徹底的に排除する。
① 個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控えること
② 座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空けること

また、今後、各業界団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った対策の実践をお願いします。

②事業の継続を要請する施設（令和２年４月２５日～５月３１日）

○　【別表２】の事業者等については、適切な感染防止対策を講じていただきつつ、事業の継続を求めます。

なお、医療機関や高齢者施設については、適切な感染防止対策に加え、緊急の場合を除く面会の一時中止や、職員本人のみならず家族や友人等の県外滞在歴にも十分留意し対応することなど、施設内感染の防止対策を徹底してくださるようお願いします。

■秋田県における緊急事態措置等

（４）感染拡大を予防する新しい生活様式の普及

○　今後、早期診断や治療法の確立、効果的なワクチンの開発等が実現するまでは、感染の拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。今回、これまでの緊急事態措置等の内容を緩和しますが、長丁場に備え、県民及び事業者の皆様には、政府が推奨する「新しい生活様式」について参照の上、適切な行動をお願いします。

【別表１】休業を要請する施設

施設の種類	内　　訳
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第１号の営業に係る許可（注）を受けたものに限る。）。 ライブハウス、カラオケボックス
運動施設	スポーツクラブ

（注）設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

※「秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」については、追加の支給は行わない。

【別表２】事業の継続を求める施設

施設の種類	要請内容	内　訳
医療施設	適切な感染防止の対策の協力（取組例を参照）	病院、診療所、薬局　等
社会福祉施設等		保育所、放課後児童クラブ、介護老人福祉施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービス提供施設
生活必需物資販売施設等		卸売市場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア　等
食事提供施設		食堂、レストラン、宅配・テークアウト　等
宿泊施設等		ホテル・旅館（行楽を主目的とする宿泊の提供を除く。）、共同住宅、寄宿舎、下宿　等
交通機関等		バス、タクシー、鉄道、レンタカー、船舶、航空機、物流サービス ＊観光地における遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイ等を除く
工場等		工場、作業場　＊半導体工場など生産停止が困難なもの、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なものなど
金融機関、官公署等		銀行、証券会社、保険会社、官公署　等
その他		メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ゴミ処理関係　等

※「施設の種類」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和２年５月４日変更）を踏まえた整理

（参考）適切な感染防止対策の取組例

目　　的	具 体 的 な 取 組 例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
３つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約２m間隔の確保）
	換気を行う（可能であれば２つの方向の窓を同時に開ける）
	密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	従業員の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

資料５－１

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

□人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。
□遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
□会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
□外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
□家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
□手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※　高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
□帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
□発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
□地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的生活様式

□まめに手洗い・手指消毒　□咳エチケットの徹底　□こまめに換気
□身体的距離の確保　□「３密」の回避（密集、密接、密閉）
□ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

□通販も利用
□１人または少人数ですいた時間に
□電子決済の利用
□計画をたてて素早く済ます
□サンプルなど展示品への接触は控えめに
□レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

□公園はすいた時間、場所を選ぶ
□筋トレやヨガは自宅で動画を活用
□ジョギングは少人数で
□すれ違うときは距離をとるマナー
□予約制を利用してゆったりと
□狭い部屋での長居は無用
□歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

□会話は控えめに
□混んでいる時間帯は避けて
□徒歩や自転車利用も併用する

食事

□持ち帰りや出前、デリバリーも
□屋外空間で気持ちよく
□大皿は避けて、料理は個々に
□対面ではなく横並びで座ろう
□料理に集中、おしゃべりは控えめに
□お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

□多人数での会食は避けて
□発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務　□時差通勤でゆったりと　□オフィスはひろびろと
□会議はオンライン　□名刺交換はオンライン　□対面での打合せは換気とマスク

※　業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定